

L. T. ホブハウスにおけるニューリベラリズムの社会改革思想

——中間団体論と分配論の連関——

寺尾 範野

I はじめに

19世紀末のイギリスの経済・社会思想においては、いわゆる「集産主義 (collectivism)」による「個人主義 (individualism)」への批判を背景に、国家を主体とする社会・労働立法への関心が高まりを見せていた (Collini 1979, 13-50)。イギリス経済が直面した不況や、可視化された都市の貧困・失業問題は、市場原理が孕む構造的な暴力性への認識と、市場経済の拡大を思想的に支えた「自由放任 (laissez-faire)」主義への懐疑をそれぞれ促した。こうしたなか、19世紀を通じて支配的な経済・社会思想であったリベラリズムの内部においても、個人の自由と集産主義の思想的調停を試みる、いわゆる「ニューリベラリズム」の台頭が1890年頃から見られ始めた。ニューリベラリズム (以下NLと略す) は、自由党支持者のうち急進派に属する政治家や思想家、ジャーナリストが、経済の自由放任主義を標榜した19世紀リベラリズムと区別する目的で、自己の思想的立場を表す際に用いた呼称である (Weiler 1982)。彼らはこの言葉で、リベラリズムによる「社会改革 (social reform)」——社会・労働立法の拡充による経済社会制度の集産主義的改革——の推進を意図し、もって政治的・思想的危機に直面していたリベラリズムの救出を試みた。

ホブハウス (Leonard Trelawney Hobhouse,

1864-1929) は、1970年代以降に活発化したニューリベラリズム研究において、ホブスンと並びNLの思想形成に最も貢献した人物との評価を受けてきた。ホブスンがレント論や過少消費論など経済思想の観点から社会改革を支持した一方で、ホブハウスは政治思想家として、自由や個性、権利、民主主義など、リベラリズムの鍵概念を集産主義へ適合させた人物と理解されてきた (Weinstein 1996; 山本 2009; 寺尾 2011)。しかし、彼自身がいかなる社会改革思想——経済社会についての制度設計論と、それを基礎づける哲学・倫理学——を持っていたのか、その全体像を考察した研究は未だほとんど無いと言ってよい。既存研究で注目されてきたホブハウスのテキストは、『民主主義と反動』(1904)、『自由主義』(1911)、『形而上学的国家論』(1918)など、もっぱら彼の政治思想にかかわるものであり、そこでは彼の帝国主義戦争批判、有機的社会論、理想主義哲学批判など、社会改革とは必ずしも直接結びつかない側面が注目されてきた (Weiler 1972; Clarke 1978; Freedman 1978; Freedman 1986; 馬路 2010)。あるいは、しばしば彼の主要テキストである『自由主義』の中の「経済的自由主義」(第8章)の議論が注目され、特にそこで示された「社会による富の生産」の観念が、ホブハウス経済思想の要とみなされてきた (Collini 1979; 毛利 1990; 安保 2005)。だが、以下でも触れるように、「社

会による富の生産」という発想は『自由主義』出版以前にホブスンが提唱したものであり、そのオリジナリティはホブハウスでなくホブスンに帰属されるべきものであった。

NLの社会改革思想へのホブハウスの貢献は、別の面に見出されうる。彼は1890年代に中間団体論を、また1910年代から20年代にかけて分配論をそれぞれ展開し、これらが全体としてホブハウス独自の社会改革思想を形成した。その特徴を一言で表せば、ホブハウスの社会改革思想は、公共精神や同胞愛、相互扶助の精神といった個々人の「道徳性 (morality)」の向上を社会改革の究極目的とする、「道徳主義的 (moralistic)」な性格を強く持つものであった。こうした性格は他のニューリベラルによっても少なからず共有されていたものの、ホブハウスによって理論的に最も深められ、体系化された。

本稿では、これまで顧みられることの少なかったホブハウスの中間団体論と分配論を検討し、もって彼の社会改革思想の全体像の把握を試みる。まず次節では、社会改革に対するホブハウスの道徳主義的な視座が同時代の他のニューリベラルによっても共有されていたことを簡潔に示す。その上で、第III節では初期ホブハウスの中間団体論を、第IV節では中・後期の分配論を、それぞれ思想全体の連関性を考慮に入れつつ考察していく。

II ニューリベラリズムと社会改革

社会・労働立法を軸とする社会改革をNLと関連づける最初の試みは、1880年代終盤に自由党急進派の政治家によって行われた。その目的は、社会改革をリベラリズムの思想軸に据え、当時自由党が直面していた内部分裂による衰退の危機を克服することにあった。社会改革とリベラリズムの概念的結合は、アサーリー・ジョーンズによって提唱された後 (Atherley-Jones 1889)、ホールデンやサミュエルといった党内の若手議員によって共有され、理論的に深めら

れた。ホールデンは、労使対立や分配の不平等などの「社会問題」を克服しうる思想と政策の形成をニューリベラリズムの任務と位置づけ (Haldane 1888; 1896)、サミュエルもまた、「リベラリズムの目的を論じる際には何よりも社会改革の提案が最初に来るべき」 (Samuel 1902, 11) と主張した。

社会・労働立法は市場経済への介入を含むものであったので、ニューリベラルは自由党の救出という政局上の課題と同時に、19世紀リベラリズムが依拠した経済の自由放任主義を理論的に修正する必要にも迫られた。一つの有力なアプローチは経済学的なものであり、自由市場経済が効率的な生産と分配を達成しえないことを理論的に示す試みが、ホブスンやロバートソン、リッチーらによって行われた (Freeden 1978, 128-34)。もう一つのアプローチは道徳主義的と呼べるものであり、これは特に二つの特徴を備えていた。

第一に、ニューリベラルの多くは、経済成長のなかで軽視されてきた個々人の道徳性の重要性に注目した。市場の論理が個性や公共精神、利他精神といった道徳性の諸側面と対立するという認識は19世紀を通じて広く共有されていたが (Searle 1998)、いまやリベラリズムを擁護する思想家もまた個人の道徳性向上のために市場原理の制限を訴えるに至ったのである。たとえばホールデンは、「リベラリズムとは最広義の意味においては精神の営みを指す」 (Haldane 1896, 141) と述べつつ、「自由」概念の修正を行った。ホールデンは外的干渉の不在としてのいわゆる「消極的自由」という観念を不十分とし、グリーンに依拠しながら、倫理的な正しさを追求しうる道徳性の自律的發展として自由を捉えた¹⁾。またサミュエルは、道徳性の發展を個人が社会へ対して果たすべき義務と捉えつつ、「可能な限り多様な形態によって最良の生を営む義務、またそうした生を他者が営むことを助ける義務」を「道徳性の標準的なルール」

にすべしと訴えた。サミュエルにとって「リベラリズムという木の幹は倫理 (ethics) に根ざ」すものであり、その主要な目的は市場経済の促進よりもむしろ、人格の多様な発展と他者への援助を社会的な義務として内面化した道徳的個人の育成にあると認識された (Samuel 1902, 6)。

第二に、ニューリベラルは、個人の道徳性の向上に必要な外的条件の提供を社会全体の義務であると捉えた。これによって、社会全体の意思を代表する集合的機関としての国家の役割がより注目されるに至った。サミュエルは次のように言う。

…[個人の義務に対しては] 社会の義務が対応しなければならない。すなわち社会はその成員が…価値ある生を送れるよう援助しなければならないのだ。…これを社会の義務とするならば、それはまた国家の義務でもある。なぜなら国家とは、力を合わせるべき行為のために特別に組織された社会そのものに他ならないからだ。道徳性は、人々が最良の方法で人生を送るべく可能な限りの援助を行うことが国家の目的だと教える。このルールに基づく政策は、道徳法の強固な土台に基礎づけられるのだ。(Samuel 1902, 6)

サミュエルは、貧困が労働者の多くから「価値ある生」の条件である「健康」や「知識」、「物質的な快適さ」を奪っていると指摘し、国家は貧困の克服をこそ社会改革の主要な目的にすべしと主張した (Samuel 1902, 8-11)。ホブスンもまた、「社会の最大の義務」が「社会に貢献する全ての人々の生を保障すること」にあるとして、「自己発展のための物質的・道徳的手段に接近しうる…機会の平等」を国家は個人に確保すべしと訴えた (Hobson 1902, 89; Hobson 1909, 93)。チャーチルも同様に、「誰もがそれ以下の状態で生活したり働いたりすることのないような線を引きたい」(Churchill 1909, 82)と

述べ、国家が最低限の生活水準を国民に保障する義務を持つと考えた。これらの認識の背後には、貧困をもたらす原因が怠惰や非力といった個人個人の性格や能力の問題のみならず、個人個人が影響しえない経済構造の問題にもあるとする、いわゆる「貧困観の旋回」(毛利 1990, 127; 安保 2005, 189) が存在していた。

換言すれば、世紀転換期の NL の社会改革思想は、一方で道徳性の多様で自律的な向上を社会改革の目的としつつ、他方で道徳性向上のために必要な法的・物質的条件の整備を社会ないし国家の義務とする、道徳主義的な性質を少なからず持っていた。ホブハウスは NL のこの側面を継承し、理論的に発展させる役割を担ったのである。

III 『労働運動』

——中間団体による道徳性の向上——

「ニューリベラリズム」という用語が用いられ始めた 1890 年前後には、若きホブハウスも社会改革への関心を強めていた。当時の彼の問題関心は、同時代のニューリベラルのそれとすでに大きく一致していた。初期思想の成果である『労働運動』(1893)では、グリーンを引用しつつ「自己を発展させるための可能な限り最大の機会」の観念が「真の自由」であると述べられているし、社会改革の目的もまた、「競争よりも…大衆の福祉をより考慮に入れた産業の成果の分配という第一条件を満たすべきこと」にあるとされた (Hobhouse 1893, 93, 94)。

他方、この時期のホブハウスの経験は、彼の社会改革思想に独自の性格も与えた。第一に、労働運動への強い関心である。ホブハウスは、1880 年代終盤に見られたいわゆる「新組合運動 (New Unionism)」に大きな共感を寄せていた²⁾。その象徴であった 1889 年の港湾労働者ストライキを支持する中で、彼はマンヤティレットといった運動指導者と交流を深めた (Collini 1979, 59)。元労働組合員の「リブーラ

ブ」議員ハウエルが新組合運動のストライキ戦術を批判した際も、ホブハウスは旧組合と新組合が労働者の独立と福祉という共通目的を持つとして、両者の協働を訴えた（Hobhouse 1891, 144）。

第二に、フェビアン社会主義からの思想的影響である。ホブハウスはフェビアン協会に入会することはなかったが、1880年代の終わりまでにはウォラスやショウら、協会の中心人物と親交を結ぶようになっていた。特にシドニー・ウェップ、ビアトリス・ウェップ夫妻とは非常に親しくなり、ホブハウスはシドニーを「私が出会ったなかで最も面白い人物の一人」（Hobson and Ginsberg 1931, 30）と評し、シドニーもホブハウスについて「非常に大きな尊敬を寄せている」（MacKenzie, ed. 1978, 413）と述べた。『労働運動』の前書きでも、ホブハウスは自身の議論がA. マーシャルの『経済学原理』と並びビアトリスの『イギリスにおける協同組合運動』に大きく依拠すると記している（Hobhouse 1893, vii）。

こうして『労働運動』は、ホブハウス社会改革思想のなかでも独自の位置を占める作品となった。一言で言えば、同書は社会改革におけるボランタリーな中間団体の役割を体系的に考察し、これを個人の道徳性発展の要とみなした点で、ニューリベラリズムを言わば福祉多元主義の観点から補強する作品となった³⁾。

『労働運動』の主要な論点は、同時代の課題を労働者の慢性的な低賃金に見出しつつ、市場原理の限界とあるべき社会改革の方向性をそれぞれ示すというものであった。分析の端緒として、ホブハウスはマーシャルによる短期均衡・長期均衡の区別に依拠しつつ、短期均衡での賃金が労働力の生産費用ではなくその需給関係によってのみ決定されていると指摘する⁴⁾。多くの産業では労働力の過剰供給が放置されており、労働者は健康的な生活には不十分な賃金水準を甘受せざるを得ない。他方、時間の経過と

ともに資本と労働力の移動による供給調整が実現し、賃金は労働力の生産費用と一致していくかもしれない。だが、固定資本や技能の硬直性のために資本や労働力の移動は現実には容易でなく、長期均衡に達するまで市場には痛みの伴う「摩擦 friction」（Hobhouse 1893, 65）がもたらされるであろう。また、個々の労働者は自身と家族の生活のために雇用をめぐって互いに競争を余議なくされるため、経営者との交渉に際して常に不利な立場に置かれる。よって仮に長期均衡が実現し労働力の再生産に必要な賃金水準がもたらされても、それが「文明的な生存」も保障する「公正な賃金」と言えるかはなお疑問である、とホブハウスは指摘する（Hobhouse 1893, 8, 9）。彼は労使間の権力の構造的な不平等こそが、期間の長短にかかわらず賃金を慢性的に押し下げる要因と認識していた。「公正な賃金」を実現すべく、ホブハウスは労働力の需給摩擦を解消しうる制度改革とともに、非熟練工に至るあらゆる産業での労働組合結成の必要性を訴えた。

ホブハウスは労働組合の第一義的な役割を、かかる労使間の権力不均等の是正にあると理解していた。組合を通じた労働者の団結と集会的意思の創出によって始めて、労使の「自由で対等な交渉」が実現するであろう（Hobhouse 1893, 20）。ただし結成・参加の自発性ゆえに、最底辺の労働者には組合活動が充分広がらないという困難も後に彼は自覚するに至る（Hobhouse 1912, 57）。ここで「民主的國家（democratic State）」、すなわち中央・地方政府による労働条件の規制や社会保険制度の導入といった補完的政策が必要とされる。ホブハウスは、労働組合と国家の間には労働者の生活保障のための分業関係が成り立つと見ていたのである。組合が労働者の必要を明確化し団体交渉や相互扶助を通してこれを充足させる一方で、国家は全ての労働者の生活・労働条件の最低基準を普遍的に保障する役割を果たすと捉えられた。

加えてホブハウスは、協同組合とりわけ消費者組合の役割にも注目した。それは、消費者の需要に生産を適合させ、過剰生産、過少消費を未然に防ぐことにある (Hobhouse 1893, 36)。消費者組合においては、財の生産、流通、販売の諸過程が、組合員から選出された経営委員会によって管理される。また、交換過程で生じる余剰は購買量に応じて個々の組合員へ分配されるか、または集合的に貯蓄され公共的目的のために使用される。ホブハウスはかかる消費者組合の活動を、競争に代え協同の精神に基づくものと高く評価した。注目すべきは、国家もまた「共同体の全ての成員が必要とする」(Hobhouse 1893, 39) 財の生産を担う協同組合的組織と彼が認識していた点である。ある財を組合と国家のいずれが生産すべきかは、需要の規模や嗜好の多様性に応じて判断される。労働組合と同様に、協同組合もまた国家と補完的關係にあるとされたのである。

こうしてホブハウスは、慢性的な低賃金と生産上の需給ギャップを労働組合と協同組合が有効に解消しようと考えた。だが、産業構造の改革は社会改革という硬貨の片面にすぎない。彼は他のニューリベラルと同様に、個人の道徳性の向上こそ社会改革の最終目的であると認識していた。

法や行政、組織といった機構は、それによって社会の道徳的諸力を作用させる梃子にすぎない。単なる機構の改革は、それが精神や感情の変革をもたらすのでない限り価値は無い。経済改革が経済改革以外の何ものも意味しないならば、それは国民を何ら以前よりも幸せな存在やより善き存在にはしないであろう。(Hobhouse 1893, 4)

現行の市場経済はこの「精神や感情の変革」という点でも失敗している、とホブハウスは指摘する。一つの要因は極端な富の格差にあった。

彼はフェビアン社会主義のレント理論を踏襲しつつ、地主、経営者、労働者の、努力や能力、偶然的諸要因が各生産要素の最劣等地点との間に生産性の差を生み出し、この差が「余剰 (surplus)」を発生させると分析する。その上で、余剰を一部の階級が所有することで、いまや「富の誇示が財産を持つ者の主要な目的となり」、物質主義的精神が社会全体に蔓延しているとホブハウスは認識した (Hobhouse 1893, 69)。こうして社会改革の課題は、個々人の道徳性の向上に加え、それを促しうる富の再分配の倫理的基準を見出すことと理解された。次節で見られるように、後者は1910年代以降の彼の社会改革思想の中核を形成することとなった。

『労働運動』では、労働者階級の道徳性が中間団体への参加によって高められることが強調されている。ホブハウスは、国家による法的強制それ自体は道徳性を向上しえないと認識していた。「強制によって性格を形成しようとする試みは、その過程でこれを破壊することとなる。人格は外側からの力によって成り立つものでなく、内側から成長するものである」(Hobhouse [1911a] 1994 [以下、LIBと略記], 69/訳110)。道徳性は国家によってではなく、社会領域における中間団体への自発的・積極的な参加を通じてのみ向上しうるものであり、この意味で中間団体は「道徳的・教育的な力」(Hobhouse, 1893, 48) を持つと捉えられた。たとえば労働組合は、「同じ場所で働く全ての者に同胞愛や兄弟愛の教義」を教える組織であり、その活動は党派的利害の追求ではなく、むしろ「知性と公共精神の進歩」の漸進的な実現過程とみなされる (Hobhouse 1893, 48)。協同組合での活動も、経済社会における自己独自の役割を認識する機会と捉えられる。協同組合は、「報酬目当ての動機」に代わり、「相互扶助の精神や共通善の感覚」、「社会からの評価への期待、仕事への純粋な愛、社会に奉仕する欲求」等、利他性や公共精神を促進する場として位置づけられたので

ある (Hobhouse 1893, 72, 42).

1899年のボーア戦争勃発とフェビアン協会の戦争支持表明を直接の契機として、1890年代終盤以降のホブハウスは協会から距離を置くようになる (Clarke 1978, 62-74)⁵⁾。他方で彼は、中間団体への関心を決して失わなかった。『労働運動』の第3版が発行された1912年にも、ホブハウスは、「今日の課題は20年前のそれと同様、労働組合のような「ボランタリーな」結社と国家の集合的行為との間の適切な関係がいかなるものであるべきかというものである」(Hobhouse 1912, 5-6)と認識していたし、『自由主義』(1911a)の結論部分でも、『労働運動』と同様の見解が次のように示されている。

ある人に援助と方向性を与えるものとして必要なのは、隣人や同胞の労働者との組織化である。それにより、たとえば、所属する労働組合や教会で起こっている出来事を理解するようになるだろう。そうした組織は彼にとって身近なものとなる。組織が彼に影響を与える一方、彼もまた組織に影響を与えることができると感じるであろう。こうした「組織への」関心によって、彼はより大きな問題——工場法や教育法といった——とかかわりを持つようになる。…社会的関心の発展——これこそが民主主義に他ならない——は…個人を全体と結びつける、これら全ての中間団体 (the intermediate organizations) のあり方に依拠しているのである。(LIB, 112 / 訳 171-72)

ホブハウスにとって社会改革の最終目的である道徳性の向上は、市場でも国家でもなく、「社会」の領域で、具体的には、様々な中間団体への参加とそこでの成員間の相互扶助を通じてもたらされるものであった。他方で彼は、「道徳的な力なき機構が価値なきものであるならば、機構なき善き意図もまた無力である」こと、「より善き魂は…より善き制度によって媒介されな

ければならない」ことも強く自覚していた (Hobhouse 1893, 4)。各人が中間団体の活動に十全に参加しうするためには、雇用や十分な賃金など生活安定のための物質的基盤が必要であり、その普遍的な保障を国家は社会・労働立法を通じて行うべきであるとされた。つまりホブハウスの社会改革思想は中間団体と国家の分業を視野に入れたものであり、言うなれば「福祉の複合体」(高田 2001; 高田 2006)を道徳主義の観点から思想的に支えるものであった。

IV 分配論の理論構造

——所有・機能・正義——

ホールデンが『労働運動』に寄せた序文に、同書が「今日の課題を生産よりも分配に置き、よりよき分配のため国家の積極的介入を求めている」(Hobhouse 1893, xi)と記したように、ホブハウスは分配問題への関心もまたすでに1890年代には示していた。同書では、土地、資本、労働が生む余剰の分配についての考察に一章が充てられている。前節で触れたように、彼の分析にはフェビアン社会主義のレント理論の影響が色濃くあったものの、分配についての規範的見解をめぐる、ホブハウスとフェビアンは重要な点で異なっていた。端的に言えば、ホブハウスは資本や能力の「余剰 (レント)」を評価するに当たって、これらの私的所有を道徳的に批判したフェビアンよりも慎重な姿勢を見せた⁶⁾。彼はフェビアンと同様、地代や相続遺産等のいわゆる「不労所得 (Unearned Increment)」の所有については、道徳的正当性が無いとしてこれを批判する。だが、もしも余剰が努力や能力の結果であり、また所有者をして社会貢献へ向かわせる刺激となるならば、余剰の所有は社会への「返報 (quid pro quo)」を導くとして、道徳的に正当化されるとも指摘した。つまり、ホブハウスは、努力、能力、刺激の程度に応じた余剰の不平等な私的所有をある程度容認していたのである (Hobhouse 1893, 75,

70). 他方、前節で見たように、彼は余剰の私的所有が道徳性へもたらす悪影響を批判している。ここには一見、理論的な非一貫性が認められるが、『労働運動』では考察が深められることはなかった。この点を含めた分配の問題は、社会学や国際関係論に従事した1900年代を経て、1910年代以降に再び彼の関心事となる⁷⁾。以下ではこの時期に発展したホブハウスの分配論の理論構造がいかなるものであったかを、その構成要素である所有論、機能論、正義論の三つの観点から考察していきたい。

1. 所有

「所有の史的進化論」(1913a)でホブハウスは、私的所有の必要性についての哲学的考察を行っている。まず注目されるべきは、彼がプラトンとアリストテレスの私有財産論を比べ、後者をより高く評価している点である。私有財産を強欲さへ繋がるとして否定したプラトンの「共産主義」に対して、「[アリストテレスは]財産が人格の完全な発展にとって必要な、善き外的条件の一つに他ならないという観念を持っていた」(Hobhouse 1913a, 24, 27)。アリストテレスの見方を踏襲して、ホブハウスは理性によって方向づけられる人格の自由な発展こそ道徳的に善き生であり、善き生を送る多様な個人から成る共同体を「真の共同体」とみなした。「人格の発展」は、「諸観念の拡大、想像力の覚醒、さらに情動と情熱の活動、理性的統制の強化と拡張」(LIB, 63/訳101)を、すなわち個人の多様な内面的能力の向上を指す。そして私有財産は、かかる人格の自由な発展にとって必須の要件とされた。「人は物がなくては生きていけない」ゆえに、自由に用途を定めうる物を所有しない人間の生は、「他者に依拠する生」であらざるを得ないからである。私有財産が与える「生存と安楽の恒久的な基礎」こそ、「自由な生に不可欠な要素」に他ならないとホブハウスは捉えていたのである(Hobhouse 1913a, 24, 28,

29)。

だが、このことは彼が私的所有を無条件に擁護したことを意味しない。じじつホブハウスは、アリストテレスの議論から市場経済による現行の分配のあり方を批判する二つの論理も引き出している。第一に、私有財産が善き生にとって必須の要件ならば、富がごく一部の階級に偏り大多数の人々が私有財産と呼べるものを持たない現行の不平等な分配構造は、「真の共同体」の実現からはほど遠い状態であると言える。道徳的な共同体をすべての成員が善き生を送りうる場と捉えるならば、その実現のためにはより平等主義的な富の分配が保障されていなければならない(Hobhouse 1913a, 28)。第二に、私有財産の道徳的根拠が人格発展の手段として用いられることにあるならば、自己と他者の人格発展を妨げるいかなる類の財産も道徳的に否定されることとなる。ホブハウスは、過度の私有財産が自己の人格へ悪影響を与えるのみならず、他者の人格発展をも阻害する「支配(control)」の契機を持つと認識していた。じっさい現行の市場経済下では、地主や企業経営者、投資家といった所有階級の財産が「大衆の土地や資本への絶対的依存」をもたらしている、と彼は指摘する(Hobhouse 1913a, 21)。所有階級が地代や利潤、利子を得る一方で、財産を持たぬ大衆の多くは、低賃金や長時間労働など人格発展を阻害する過酷な雇用条件にも失業への恐れから従わざるを得ないからである。地代、利潤、利子といった形で獲得され労働者の雇用と生活の支配へと繋がる財産をホブハウスは「権力のための財産(property for power)」と呼び、人格発展に用いられる財産としての「使用のための財産(property for use)」と概念的に区別した。その上で彼は、社会改革の目的を「使用のための財産」を個人へ確保し、「権力のための財産」を民主的國家によって保持させる」とことと位置づけた(Hobhouse 1913a, 31)。

ここから二つの問いが導き出される。第一に、

「使用のための財産」と「権力のための財産」は、獲得された富の「用いられ方」に応じた区別であり、それ自体は富の「起源」を問題とはしない。だが同時にホブハウスは、地代や利潤、利子など、労働以外の起源によって獲得された富を批判しているようにも見える。その間の理論的整合性はいかにつけられるのだろうか。言い換えれば、彼は富の「起源」と「用いられ方」との関係はいかに捉えていたのだろうか。第二に、「使用のための財産」は労働者への富の再分配を肯定する論理として用いられているが、果たしてホブハウスは、個々人に分配されるべき「使用のための財産」が、具体的にどれほどの量であるべきと考えていたのだろうか。彼の機能論と正義論が、これらの問いに対して一定の回答を与えている。

2. 機能

ホブハウスは、富の「起源」の区別は「用いられ方」の区別と同様に重要であるばかりか、両者は互いに密接な関係を持つと認識していた。彼は富の起源を、富を生じる営みが「機能的 (functional)」であるか否か、言いかえれば社会全体に「貢献 (service)」をもたらす営みであるか否かという観点から区別した。「健全な経済組織にとっての第一の課題は、社会にとって善く、役に立つ仕事を確保し、偽りの悪い仕事を残さないことにある。善き仕事、すなわち不健康でない栄養ある食糧の生産や、情報をねじまげず真実を伝える新聞の発行に携わっている人々は、社会の維持に必要な何千という機能の一つを果たしているのだ」(Hobhouse 1913b, 68)。「機能的」な活動によって生産された富には正当性が与えられ、反対に社会への貢献を果たさない経済活動によって生み出された富は道徳的に否定される。後者の一つの例は、「市場で〔儲ける〕チャンスを見越して売り買いに参加する…投機家 (speculator)」である。投機家は「何の機能も果たしておらず、ただ価

格の変動幅を増大し生産者への報酬をより困難にしている」(Hobhouse 1922, 170) とホブハウスは批判した。

機能の有無という観点から富の「起源」の道徳的正当性を判断したホブハウスは、機能が生み出す富に対して生産者は正当な所有権を持つと主張した。この点で、彼はJ.ロックの労働価値説を援用している。

…ロックの思想に、財産の正当化と産業組織批判の根拠をただちに見出しうる。…[ロックによれば] 人々が交換のために生産する社会では、労働は社会的な機能を果たしており、労働の値段はその〔機能に対する〕報酬である。よってロックの教義は次のような結論に繋がる。個々人の社会的な権利とは、経済秩序において特定の役割を担いうる権利である。それは第一に、社会貢献を通して自己の能力を発揮する機会への権利であり、第二に、社会貢献の価値に見合った報酬を獲得できる権利である。(Hobhouse 1913a, 27)

貧困状態に置かれている労働者は、よって二重の意味で正当な富を所有できていないとされる。第一に、アリストテレス的観点から、人格の発展の機会を阻害されているという意味で、第二に、ロック的観点から、機能としての労働への正当な報酬を得られていないという意味で。こうして機能論の観点からも、現行の産業社会は強く批判される。それは機能を行使する「誠実で勤勉な大多数の労働者」とその家族に対して、「健康的な社会生活の最低限の状態さえ確保することに失敗した」、「責任を放棄した」社会と言うべきものであった (Hobhouse 1913b, 64)。

このように、ホブハウスにおいては「人格発展」と「機能」が、「用いられ方」と「起源」の観点からそれぞれ富の所有に正当性を与えた。それではさらに、両者の関係はいかに捉え

られたのであろうか。資本、国家、社会哲学という三つの観点から説明されうる。

第一に、ホブハウスは資本として用いられる経営者や投資家の富を「権力のための財産」として批判したが、他方では資本が社会に貢献する契機もまた認識していた。経営者が行う事業や指導はしばしば産業に望ましい刷新をもたらし、投資はかかる「機能的」な事業遂行に必要な資本を供給する (Hobhouse 1922, 176-77; Hobhouse 1912, 122)。また賢明な投資家の行動は、供給が不足している社会的に有用な財の生産が増加するべく、産業全体を方向づける (Hobhouse 1922, 170)。これらの点からは、ホブハウスが資本主義的な産業形態そのものを否定していたわけではなかったことが窺える。別言すれば、彼は社会集団間に支配関係をもたらす要因を、資本の働きそのものではなく極端な富の格差に求めている。労働者階級が自由な人格発展に必要な財産を確保することで所有階級からの支配を脱し、また所有階級が社会的に有用 (= 機能的) な事業に取り組む暁には、資本もまたそうした有用な事業の遂行を促進する機能を果たすと彼は考えていた。

第二に、ホブハウスは国家もまたその成員にとって有用な様々な機能を果たすとして、国家に一定の富を所有する権利を認めていた。国家は、「社会的自由 (social freedom)」 (LIB, 43 / 訳 68) を、すなわち他者に危害を与えない範囲での市民的自由を、法の強制によって保障する機能を持つ。加えて国家は、社会・労働立法を通じて成員の生の質の一律の向上を図ることができる (Hobhouse 1911b, 166-84)。またホブハウスは、個人と並び社会も富の生産に大きく貢献してきたと指摘する。分業による生産性の増大、市場による需給率の決定、個人が利用しうる知識や技能の蓄積、これらはみな富の「社会的基礎」 (LIB, 90 / 訳 140) を形成する⁸⁾。これら諸々の機能の遂行のために必要な富を課税によって確保することは、国家の正当な権利で

あるとされた。

第三に、ホブハウスの「機能」概念は、彼の「有機的な (organic)」 (LIB, 60, 61 / 訳 96, 98) 社会哲学を背景に、「人格の発展」の概念と独特の論理で結びついていた。彼の社会哲学の基本的特徴は次の通りである。個人は他者や社会を離れては存在しえず、他者や社会の援助や働きかけを受けてはじめて自己の人格を確立、発展させる一方で、社会の発展も個人個人の人格の発展に依拠している。このような個人と社会の相互依拠性ないし有機的關係性への視座から、ホブハウスは個人個人の人格の発展を社会の全ての成員との調和的な援助関係なくしては実現が不可能なものとして捉えていた⁹⁾。「人格の…完全な発展は、現実には一人の人間では不可能で、共同社会の全成員で可能となる」のであり、「個人個人に発展の可能性が、[しかも] 他人の発展を容認するだけではなく、それを積極的に促進するような発展の可能性がなければならぬ」 (LIB, 61-62 / 訳 98)。善としての人格発展は、こうして他者や社会全体からの援助を正当に要請しうるものであり、個人個人の人格発展の協同的な追求は、社会全体の「共通善 (the common good)」となる。ここで注目すべきは、ホブハウスが共通善への貢献を「機能」の最も一般的な意味として捉えていることである。

共通善は [社会の] 成員の貢献によって維持される。…よって共通善は、それに貢献するすべての機能を維持しなければならない。…機能を果たすべき個人個人は、その遂行に必要な条件を要求しうる [権利を持つ]。…こうした条件こそ、共通善が依拠する機能を維持するものに他ならない。 (Hobhouse 1922, 110, 111)

よって各人は、自己および他者の人格発展 (= 共通善) に資する機能を行使用する道徳的義務を持つ一方で、自己の人格発展および自己独自の

機能の行使に必要な物質的諸条件の整備や援助を、国家および他者に要求しうる権利を持つ。人格発展と機能をめぐるこうした相互的な権利義務関係こそ、ホブハウス倫理思想の要に他ならなかった。

3. 正義

ホブハウスの分配的正義論は、機能概念をめぐる以上の倫理思想の上に築かれた。彼は分配の正義を、「有用な機能を十分に維持する限りで、等しい必要を等しく充足すること」(Hobhouse 1922, 111)と定式化した上で、これを(1)シヴィック・ミニマム、(2)十分な機能を果たさない人々への手当、(3)努力と成果に応じた比例的報酬、の三段階に分けて捉えている。

(1)「シヴィック・ミニマム」(Hobhouse 1922, 134, 137, 147n, 174, 175)は、産業社会に貢献しうる労働者のうち、最も能力の低い者を「市民的効率 (civic efficiency)」(Hobhouse 1922, 134)の状態に置くに足るほどの報酬を、すなわち心身の健康な維持のみならず、彼／彼女の能力を発展させ、標準的な家族生活を営むにも十分な程度の報酬を意味する¹⁰⁾。それは社会が必要とする最低限の機能への正当な見返りであり、「慈善 (charity)」と「報酬 (remuneration)」を分ける境でもある (Hobhouse 1922, 134, 135)¹¹⁾。機能への報酬という観念は、上述の個人と社会間の相互的な義務関係に基づいている。シヴィック・ミニマムは市場原理からは独立した道徳的な分配原理として、労働によって社会に貢献する能力と意欲のある全ての者への、身体的・社会的・文化的な必要を満たしうる最低限の報酬の分配を社会に義務づける。『労働運動』で示された「公正な賃金」観念の最低基準は、こうして『社会正義の諸要素』に至りシヴィック・ミニマムの分配原理として定式化された。

(2) ホブハウスは、機能を果たす能力・意欲が充分でない者、すなわちその者へのシ

ヴィック・ミニマムの分配が直接的には共同社会の利益とはならないケースについての考察も行っている。このうち子供や高齢者など、今現在機能を果たしてはいても将来果たす見込みがあるか、あるいは過去に果たした人々に対しては、シヴィック・ミニマムの支払い——賃金への付加による育児支援、教育機会の保障、老齢年金の支給等による——は社会の義務とされる。また、病気や障害のために、あるいは意欲はあっても「愚かな、または仕事が遅い」ために、能力が充分でない「非標準的労働者」については、その生存を国庫による援助に完全に依拠させるよりも、一部でも労働へ参加させシヴィック・ミニマム以下の賃金を得させることが、本人の人格発展と社会全体の富の増大に繋がるとホブハウスは主張する。彼／彼女らへの報酬は、「賃金委員会 (Trade Boards)」の監督のもと、経営者が個別に決定すべきとされる (Hobhouse 1922, 137n, 138n)。最後に、労働する能力や意欲に全く欠けた重度の障害者 (the helpless, the defective) や怠惰な者 (the idler) は、国家の「手当 (allowance)」による救済の対象となる¹²⁾。ただし、この「手当」は私有財産とはなりえないとホブハウスは主張する。「彼らは依存者である」ゆえに、その用途は公的機関による管理の対象となる。彼はこうした「依存者」が結婚し子どもを産む権利もまた制限されるべきとの、優生学的見解も示している (Hobhouse 1922, 138-39)¹³⁾。

(3) ホブハウスは、シヴィック・ミニマムを越えた部分については、「等しい功績 (desert) に対する等しい充足」(Hobhouse 1922, 101)の原理に沿った比例的な分配を提唱している。功績は「努力」と「成果・能力」とに分けられる。努力が生み出す機能の追加的行使には、より多くの「生命費用 (vital costs)」(Hobhouse 1922, 139)が用いられるため、正義の分配はこの追加分の必要も補うべきとされる。しかし、ここで「真の難問」に突き当たると彼は指摘する。

「生命費用」は主に身体的な体力の消耗を指す概念であるので、この費用に見合った比例的報酬を認めるということは、炭鉱・工場労働、農業など体力の消耗が激しい仕事に、これらよりも大きな価値を生みうる専門職——高度の知識や責任を伴う仕事——以上の報酬を認めることになるからである。仮に専門職に携わる人々が生命費用への支払いのみで機能を維持し続けるならば、それ以上の報酬は必要とされない。だが「心理学の問題として」、現実にこのような「ストア派的な結論」を現時点で期待するのは困難であり、「努力」のみならず「成果・能力」に基づく報酬がしばしば人々の機能行使への「刺激 (motive)」になるとホブハウスは指摘する。「人間性 (human nature) をありのままに捉えるならば…、努力から区別された成果に基づく何らかの報酬はさらなる成果を直接、間接に引き出すであろう」(Hobhouse 1922, 142)。こうしてホブハウスは、成果と能力に応じた報酬をインセンティブ喚起の観点から肯定した。

以上のホブハウスにおける分配的正義論の骨子をまとめれば、以下の通りである。分配的正義は、まず「(a) 生産的な努力が用いる生命費用を完全に充足すること、および (b) 追加的な努力や特別な能力に応じた追加的な報酬が与えられること、の二点から成り立つ」(Hobhouse 1922, 147)。その上で、機能を果たす能力・意欲のない者への生存も保障されるが、財の用途は公権力によって管理される。また地代収入や相続遺産といった「不労所得」、社会的に無益ないし有害な努力による財産はともに「機能せぬ富」とみなされ、それらの所有は道徳的正当性を持ちえない (Hobhouse 1922, 147)。「機能せぬ富」は公的サービス供給 (= 国家の機能) のための財源として、課税による接収の対象となる。

機能の観点から分配論を展開するホブハウスの視点は、土地、資本、労働から発生する余剰を社会的に有用な生産の促進に振り分けるべし

としたホブスンの分配論と大きく共通していると言える¹⁴⁾。ただし、ホブスンが自身の分配論を資本主義分析の経済理論としての過少消費論へ接合していったのに対して、ホブハウスは、機能に基づく分配的正義論を道徳性の向上としての人格発展論と結びつけた点に、つまり社会改革をあくまで倫理思想の観点から考察し続けた点に思想的特徴があった。

ホブハウスの分配的正義論は、同時代や後の思想家・研究者から批判の対象ともなった。たとえばフェビアン協会のショウは、必要や機能の区別にかかわらずあらゆる個人に同一所得を保障すべしとの厳格な平等主義の立場から、『ネーション』紙上でホブハウスの分配論を実践的でないと批判した。ショウは、異なる仕事間で努力や成果に応じた報酬量を確定することは不可能との見方から、財の分配は市場原理が完全な平等のいずれかを置いては実践しえないと主張したのである (Shaw 1913)。これに対してホブハウスは、自身の分配的正義論を政策へ具体化する際の困難を認識しつつも、ショウの議論が社会正義の問題を正面から問わない機会主義的なものと反論した。ホブハウスの焦点は報酬量の具体的な確定ではなく、政策が可能な限り接近すべき倫理的指針としての分配原理の提示にあった。「働いていようと怠けていようとにかかわらず、生涯所得を与え続けること」、「機会を活用する人と無視する人を同様に扱うこと」からは、現実の市場原理への有効な道徳的批判は導き出しえないことを彼は強調したのである (Hobhouse 1913c)。

より最近では、シーマンが、「成果に応じた報酬」をインセンティブへの刺激とするホブハウスの議論を、人間を獲得欲の追求者とみなす古典的リベラルの人間観に基づき、特定の社会集団による富の占有と格差拡大を肯定する論理を孕むものと批判している (Seaman 1978)。だが、シーマンは、ホブハウスが比例的報酬をインセンティブとする人々が大多数であることを

事実認識の次元で認めつつ、社会改革を通じた道徳性向上の契機もまた展望していた点を見逃している。ホブハウスが追求したのは、「最も善き能力ある人間が…機能の発揮を維持しうる分〔の報酬〕で満足し、それ以上は求めない」社会であった(Hobhouse 1922, 143-44)。人格の調和的発展を志向する道徳性が社会に広まるにつれて、各人の獲得欲は減じていくとの展望をホブハウスは持っていた。獲得欲の抑制に関しては、特に所得上限の法的設定が有効な手段と彼は考えていた。「一年間に五万ポンド稼ぐことができる種の能力にとって可能であり続けるかぎり、社会がその働きを五千ポンドで入手することは不可能であろう。しかし税制と経済の再編によって事柄を変更するならば、[たとえば]五千ポンドを実際に獲得できる最高限度のものとし、しかも最も有能な者が努力によって獲得できる額とするならば、この努力が現れるであろうことを疑う理由はない」(LIB, 96-97n/訳 150n)。『労働運動』で見られた社会制度と個人の道徳性の相互変革の可能性が、ここでもまた示唆されている。ホブハウスの分配的正義論は、一方では現前の資本主義的な人間性を前提として理論を組み立てるものであったが、他方ではその漸進的変革の手段と方向性をも提示する、複眼的視点を持つものであった。

V 終わりに

本稿では、中間団体論と分配論から成るホブハウスの社会改革思想の全体像を考察してきた。それは個々人の道徳性の向上を社会改革の目的としつつ、そのために必要な法的・物質的条件の整備を国家の義務とする、同時代のニューリベラルの視座を共有したものであった。さらにホブハウスは、道徳性の涵養にとっての中間団体の意義を強調し、また国家と個人および個々人間の相互的義務関係を理論化したことで、道徳主義の観点からNLの社会改革思想の発展に貢献した。換言すれば、ホブハウス

はクラークがニューリベラルを「道徳的改良主義者(moral reformists)」(Clarke 1978)と表した際の「道徳」の意味合いを、理論的に最も精緻化した思想家であったと言えるだろう。道徳性は、一方では彼の分配的正義論に示されたように、機能の行使を社会的義務として内面化する理性的な公共精神を意味したが、他方では彼の間団体論で「同胞愛」や「相互扶助の精神」の言葉で示されたように、愛情や利他性から成る道徳感情の側面もまた表す概念であった。かかる道徳性への視点の根底には、個人を他者との相互関係や社会の援助によってはじめて存在しうるものと見る有機的社会観と、他者との協同的關係のなかで人格を發展させる生こそが善き生であるとする卓越主義的な倫理思想があった。いずれもグリーン理想主義哲学の影響を大きく受けたものであり、この意味でホブハウスのNLは、思想的にイギリス理想主義にきわめて接近したものであったと言いうる¹⁵⁾。

また、道徳性を軸として中間団体論と分配論を發展させたホブハウスの社会改革思想は、産業改革を担う中間団体と分配的正義を保障する国家の相補性への視座を、すなわち今日の福祉国家史研究で言われるところの「福祉の複合体」への視座を、他のニューリベラル以上に強く持つものであった。イギリス福祉国家思想史研究の文脈から見れば、このことは、これまでしばしば「レッセ・フェールから福祉国家へ」という単線史観に則って論じられてきたNLを、福祉多元主義的な観点から再認識することを迫るものであろう。その上で問われるべきは、ホブハウスの言わば「道徳主義的な福祉多元主義」が、果たしてニューリベラルを含めた同時代の他の思想家にどれだけ共有されていたのか、また、それが実態としての世紀転換期の「福祉の複合体」形成にいかなる思想的影響を与えたのか、といった諸問題であろう。これらの問いがイギリス福祉国家の思想史研究でさらに検討されるべき論点であること、またホブハウスがそ

こで鍵となるべき思想家の一人であったことを指摘しつつ、ひとまず小論を終えることとする。

寺尾範野：カーディフ大学大学院

注

- 1) ホールデンにおける理想主義哲学の継承とニューリベラリズム思想については、Vincent (2007) を参照。
- 2) 「新組合運動」については、Clegg et al. (1964) の第2章を参照。
- 3) ただし、労働運動についてのホブハウスと他のニューリベラルの評価は対照的なものであった。サミュエルは労働組合を安定的に組織できるのは比較的裕福な労働者のみであるとしてその有効性に悲観的であったし (Samuel 1902, 26-27)、ホブスは労働組合に批判的でした。彼は労働組合が概して党派主義的・個人主義的動機に基づく組織であり、社会的に創造され共有されるべき富への関心を欠如させていると、自身の有機的余剰論に基づきこれを批判した (Hobson 1899, 104-05)。彼はギルド社会主義やサンディカリズムなど産業民主主義を志向した大戦間期の運動に対しても批判的であり、あくまで代議制民主主義に基づく国家主権による産業統制を主張し続けた (Allett 1981, 232-40)。
- 4) ただしホブハウスは、供給量調整の有無に応じた「一時的均衡」と「短期均衡」を区別していない。ここでは労働力の供給過剰が焦点になっているため、実際にはマーシャルの言う「一時的均衡」が意味されているものと考えられる。
- 5) 『自由主義』(1911)では、ホブハウスはフェビアン社会主義を「官僚的社会主義 (Official Socialism)」と呼び、その「人間性への侮蔑的態度」を批判した。それは協会が社会進歩を個人々の道徳性の自発的發展にではなく、エリート官僚による行政の効率化と国民経済全体の成長にのみ基づかせているかのように彼には思われたからであった (LIB, 82-83 / 訳 129-30)。

後の歴史家もホブハウスの見地を踏襲する傾向にあり、特にウェブ夫妻の社会改革論が一

見して備える「社会工学的」、「国家主義的」、「エリート主義的」側面を強調してきた (Cormack 1953; Clarke 1978; Greenleaf 1983; 姫野 1999)。だが近年では、ウェブ夫妻が労働組合、協同組合、地方・中央政府間の分業と、各組織での民主的ガバナンスを一貫して主張する、多元主義的な社会改革論者であったとの修正主義的見解が提起されている。Stapleton (1991)、Bevir (2002)、江里口 (2001; 2008) を参照。

また Kidd (1996) が示すように、ウェブ夫妻の社会改革思想には、ホブハウスと同様の道徳主義的要素も含まれており、この意味で「社会工学的」との彼らへの評価は一面的と言いうる。たとえばウェブ夫妻の『産業民主制論』の結論では、自由と民主主義の相互性が考察されている。ウェブ夫妻は自由を「個人の能力の最大限の発揮」ないし「個々の性格の最大限の成長」と規定した上で、こうした「積極的」自由が産業民主主義の実践によって、すなわち労使間交渉や相互扶助による生活条件・労働条件の自己統制によって、最も充分に実現されると結論づけた。「民主主義の特徴は、それが常に個人の精神を彼らの狭い利害や目前の関心事から解放し、自身の欲求の充足ではなく同胞の必要と欲求への配慮へ向かわせるところにあるのだ」(Webb and Webb 1897, 849)。ここでは、ボランティアな組織への参加とそこでの相互扶助こそ自己発展としての自由にとっての必要条件であるとの、ホブハウスと同様の見解が示されている。

- 6) フェビアン社会主義のレント理論については、McBriar (1962, 29-47); Ricci (1969); Bevir (1989) を参照。ただし江里口 (2008, 27-34) によれば、ウェブのレント理論には、F. ウォーカーと同様、レントを道徳的批判の対象ではなく産業進歩の源泉と見るリベラルな側面があった。
- 7) 背景には、老齢年金法や国民保険法、累進税制等、当時の自由党政権による一連の社会政策の実施があった。ホブハウスらニューリベラルは、このいわゆる「リベラル・リフォーム」を正当化しうる理論構築を試みたため、この時期

- の彼らの社会改革思想は、必然的に国家福祉へ焦点が当てられた。彼の分配論もその一環であったと云う。リベラル・リフォームの概要については、Hay (1975) を、この時期のNLの社会改革思想については、Freeden (1978)、Weiler (1982) を参照。
- 8) 本稿第I節でも触れたように、社会による富の形成という観念は、ホブソンの余剰論を踏襲したものと考えられる。ホブソンは1910年出版の『産業組織』で、個々人の有機的關係＝社会が余剰を生み出すとする、いわゆる有機的余剰の理論を構築した。ホブソンの有機的余剰論についてはAllett (1981) を、彼の経済思想の全体像については、八田 (2001)、大水 (2010)、姫野 (2010) を参照。
- 9) ホブハウスの有機的社会観は、グリーン理想主義哲学から大きく影響されたものであった。グリーンにとって、「人間の魂の諸機能の完全な実現」としての善とは、「他者を排除することで獲得・享受できるもの…ではなく、すべての者が参加でき、また参加しなければならない精神的活動」を、すなわち「生の目的たる自己の卓越に他者の福利や卓越も含まれる」ような、協同的な生のあり方 (= 共通善) を指すものであった (Green 1883, sect. 286, 205)。
- 10) ただちにウェッジ夫妻の「ナショナル・ミニマム」の議論が想起されるであろう。ホブハウスがここでも夫妻から大きな知的影響を受けていることは間違いないと思われる。じっさい彼は、賃金の増大が労働者の生産性向上と非効率的な企業の駆逐に繋がるとの、ナショナル・ミニマムと同様の論理を提示してもいる (Hobhouse 1922, 135, 136n)。ホブハウスが national minimum ではなく civic minimum という用語を使った理由は明示されていないものの、彼がフェビアン社会主義に見出していたであろう違和感——社会領域での個々人の道徳性の発展ではなく、国民経済全体の効率的発展の優先——が背景にあったと推測しうる。「効率」概念を最優先に置く類の (おそらくはフェビアン) 社会主義に対するホブハウスの批判については、Hobhouse (1904, 227-29) を参照。
- 11) ホブハウスは、シヴィック・ミニマムを受け取る資格 (= 能力) のある労働者を、労働人口全体の90%から95%ほど見積もっている (Hobhouse 1922, 137n)。
- 12) ホブハウスは、生存のための「一次的な必要 (prime needs)」は機能の有無にかかわらず全ての者に保障されるべきと主張する。「たとえ犯罪者であっても、身体は健康は維持されなければならない。」 (Hobhouse 1922, 138)
- 13) ここでは、労働による「機能」を果たす者とそうでない者の線引きを明確にした上で、前者への報酬増大の要求を、後者へのある種の「排除の論理」と対する視点が示されていると言える。高田 (2006) は、福祉をめぐる世紀転換期当時の思想と政策が、自立 (労働) と依存 (非労働) を社会への包摂／排除の主要な判断基準としていたと指摘する。機能概念に基づきこの傾向を踏襲しているここでのホブハウスの議論に対しては、協同的な人格発展への貢献として本来的には広い内容を持ちうるはずの機能概念が、分配論ではなぜ賃労働と同一視されなければならないのか、との批判的な問いかけが可能であろう。なお、NLをはじめとする20世紀初頭の社会改革思想への優生思想の影響については、Freeden (1979) を参照。
- 14) ホブソンの分配論については、注10の諸文献を参照。
- 15) ホブハウスのニューリベラリズムとイギリス理想主義の思想的親和性については、寺尾 (2012) を参照。

参考文献

- Allett, J. 1981. *New Liberalism: The Political Economy of J. A. Hobson*. Toronto: Univ. of Toronto Press.
- Atherley-Jones, L. A. 1889. The New Liberalism. *Nineteenth Century* 26 (150): 186-93.
- Bevir, M. 1989. Fabianism and the Theory of Rent. *History of Political Thought* 10 (2): 313-27.
- . 2002. Sidney Webb: Utilitarianism, Positivism, and Social Democracy. *Journal of Modern History* 74 (2): 217-52.
- Churchill, W. 1909. *Liberalism and the Social Problem*.

- London: Hodder and Stoughton.
- Clarke, P. 1978. *Liberals and Social Democrats*. Cambridge, New York: Cambridge Univ. Press.
- Clegg, H. A., A. Fox, and A. F. Thompson. 1964. *A History of British Trade Unions since 1889, Volume 1 1889–1910*. Oxford: Clarendon Press.
- Collini, S. 1979. *Liberalism and Sociology: L. T. Hobhouse and Political Argument in England 1880–1914*. Cambridge, New York: Cambridge Univ. Press.
- Cormack, U. 1953. *The Welfare State: The Royal Commission on the Poor Laws, 1905–1909, and the Welfare State*. London: Family Welfare Association.
- Freeden, M. 1978. *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*. Oxford: Clarendon Press.
- . 1979. Eugenics and Progressive Thought: A Study in Ideological Affinity. *Historical Journal* 22 (3): 645–71.
- . 1986. *Liberalism Divided: A Study in British Political Thought, 1914–1939*. Oxford: Clarendon Press.
- Green, T. H. 1883. *Prolegomena to Ethics*. Oxford: Clarendon Press.
- Greenleaf, W. H. 1983. *The British Political Tradition, Vol. 2 The Ideological Heritage*. London: Methuen.
- Haldane, R. B. 1888. The Liberal Party and its Prospects. *Contemporary Review* 53:145–60.
- . 1896. The New Liberalism. *Progressive Review* 1:133–43.
- Harris, J. 1992. Political Thought and the Welfare State 1870–1940: An Intellectual Framework for British Social Policy. *Past and Present* 135:116–41.
- Hay, J. R. 1975. *The Origins of the Liberal Welfare Reforms 1906–1914*. London: Macmillan.
- Hobhouse, L. T. 1891. Book Review of George Howell's *Conflicts of Capital and Labour*. *Economic Review* 1:134–44.
- . 1892. Labour and Liberalism. *Speaker*, 9 Jan.
- . 1893. *The Labour Movement*, with preface by R. B. Haldane. London: T. Fisher Unwin.
- . 1904. *Democracy and Reaction*. London: T. Fisher Unwin.
- . [1911 a] 1994. *Liberalism*, edited by J. Meadowcroft. Cambridge, New York: Cambridge Univ. Press. 吉崎祥司監訳『自由主義—福祉国家への思想的転換』大月書店, 2010. [*ただし, 訳文は必要に応じて変えている. また本文中の引用部分では LIB と略記されている.]
- . 1911 b. *Social Evolution and Political Theory*. New York: Columbia Univ. Press.
- . 1912. *The Labour Movement* (3rd ed.). London: T. Fisher Unwin.
- . 1913 a. The Historical Evolution of Property. In *Property: Its Duties and Rights*, with an introduction, edited by C. Gore. London: Macmillan: 1–31.
- . 1913 b. The Right to a Living Wage. In *The Industrial Unrest and the Living Wage*, with an introduction by W. Temple. London: P. S. King & Son.
- . 1913 c. Equality of Income. In *Nation*, 24 May, 7 June.
- . 1922. *The Elements of Social Justice*. London: George Allen & Unwin.
- Hobson, J. A. 1899. Of Labour. In *Good Citizenship*, edited by J. A. Hand. London: George Allen: 95–110.
- . 1901. *The Social Problem: Life and Work*. London: James Nisbet.
- . 1909. *The Crisis of Liberalism: New Issues of Democracy*. London: King & Son.
- . [1938] 1976. *Confessions of an Economic Heretic*. Brighton, East Sussex: Harvester Press. 高橋哲雄訳『異端の経済学者の告白—ホブスン自伝』新評論, 1983.
- Hobson, J. A. and M. Ginsberg. 1931. *L. T. Hobhouse: His Life and Work*. London: George Allen & Unwin.
- Jackson, B. 2007. *Equality and the British Left: A Study in Progressive Political Thought, 1900–64*. Manchester: Manchester Univ. Press.
- Kidd, A. 1996. The State and Moral Progress: The Webbs Case for Social Reform c. 1905 to 1940. *Twentieth Century British History* 7 (2): 189–205.
- McBriar, A. M. 1962. *Fabian Socialism and English Politics 1884–1918*. Cambridge, Cambridgeshire: Cambridge Univ. Press.
- MacKenzie, N., ed. 1978. *The Letters of Sidney and Beatrice Webb: Vol. 1, Apprenticeships 1873–1892*. Cambridge, New York: Cambridge Univ. Press.
- Ricci, D. 1969. Fabian Socialism: A Theory of Rent as Exploitation. *Journal of British Studies* 9 (1): 105–21.
- Samuel, H. 1902. *Liberalism*. London: Grant Richards.
- Seaman, J. 1978. L. T. Hobhouse and the Theory of “Social Liberalism.” *Canadian Journal of Political Science* 11 (4): 777–801.

- Searle, G. 1998. *Morality and the Market in Victorian Britain*. Oxford: Clarendon Press.
- Shaw, G. B. 1913. Equality of Income. *Nation*, 17 May, 31 May.
- Stapleton, J. 1991. Localism versus Centralism in the Webbs' Political Thought. *History of Political Thought* 12 (1): 147-65.
- Vincent, A. 2007. German Philosophy and British Public Policy: Richard Burdon Haldane in Theory and Practice. *Journal of the History of Ideas* 68 (1): 157-79.
- Webb, S. and B. Webb. 1897. *Industrial Democracy*. London: Longmans.
- Weiler, P. 1972. The New Liberalism of L. T. Hobhouse. *Victorian Studies* 16 (2): 141-61.
- . 1982. *The New Liberalism: Liberal Social Theory in Great Britain 1889-1914*. New York: Garland.
- Weinstein, D. 1996. The New Liberalism of L. T. Hobhouse and the Reenvisioning of Nineteenth-Century Utilitarianism. *Journal of the History of Ideas* 57 (3): 487-507.
- 安保則夫. 2005. 『イギリス労働者の貧困と救済—救貧法と工場法』明石書店.
- 江里口拓. 2001. 「イギリス福祉政策思想史—20世紀における貧困・失業をめぐる諸思想」『経済学史学会年報』40:13-23.
- . 2008. 『福祉国家の効率と制御—ウェッブ夫妻の経済思想』昭和堂.
- 大水善寛. 2010. 『J. A. ホブスンの新自由主義—レント論を中心に』九州大学出版会.
- 高田 実. 2001. 「『福祉国家』の歴史から『福祉の複合体』史へ—個と共同性の関係史を目指して」『『福祉国家』の射程』所収, 社会政策学会編, ミネルヴァ書房.
- . 2006. 「『福祉の複合体』史が語るもの—〈包摂・排除〉と〈安定・拘束〉」『九州国際大学経営経済論集』13 (1・2): 83-121.
- 寺尾範野. 2011. 「レオナード・ホブハウスの権利論—「リベラルな福祉国家論」の構想」『政治思想研究』11:402-29.
- . 2012. 「ニューリベラリズムによるボザンケ批判の再考—倫理, 国家, 福祉をめぐる」『イギリス哲学研究』35:53-68.
- 馬路智仁. 2010. 「越境的空間へ広がる「福祉」—レオナード・ホブハウスにおける連関的な社会秩序の構想」『社会思想史研究』34:104-21.
- 八田幸二. 2001. 「J. A. ホブスンの新自由主義と過少消費説」『経済学史学会年報』40:81-92.
- 姫野順一. 1999. 「新自由主義とフェビアニズムの政治経済学 市民的社会改良 vs 国民的効率」『イギリス100年の政治経済学』所収, 服部正治・西沢保編著, ミネルヴァ書房.
- . 2010. 『J. A. ホブスン 人間福祉の経済学—ニュー・リベラリズムの展開』昭和堂.
- 毛利健三. 1990. 『イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期』東京大学出版会.
- 山本 卓. 2009. 「レオナード・ホブハウスの「自由主義的社会主義」—ナショナルミニマムの政治理論」『政治思想研究』9:365-96.

L. T. Hobhouse's New Liberal Thought on Social Reform: Examining the Relationship between his Views on Intermediate Organizations and Distribution

Hanno Terao

This paper examines British new liberal thinker L. T. Hobhouse's (1864–1929) views on social reform with a particular focus on the connection between his early economic thought on voluntary organizations and his later ethical theory of distributive justice, and demonstrates that these aspects of his thought were theoretically complementary, together composing Hobhouse's life-long pursuit of the moralization of capitalism.

In the 1890s, Hobhouse already shared with contemporaneous new liberals several moralistic concerns over the issue of social reform. They all (1) thought of the development of morality as the fundamental aim of social reform and (2) emphasized the state's duty to provide individuals with the legal conditions necessary for moral development. Early in his career, Hobhouse focused on the first point, identifying trade unions and co-operative societies as effective agencies for instilling in workers the values of fellowship and mutual aid.

Hobhouse developed his ideas on state interference after the 1910s, particularly from the perspective of distributive justice. Individuals were considered to have reciprocal rights and duties in relation to others and the state: they were seen as having the right to demand legal, material and social conditions sufficient for developing their moral personalities and the duty to undertake their own social functions. A just distribution ensured by the state was seen as being one that was capable of maintaining the performance of such functions.

Hobhouse saw the roles of intermediate organizations and the state as complementary, thus developing new liberal thought on social reform from a pluralistic-cum-moralistic perspective. To what extent this "ethical welfare pluralism" was common at the turn of the century would be a question worth examining in the historical study of the British welfare state.

JEL classification numbers: B 19, B 31, I 31.